申請前確認書

公益財団法人東京都中小企業振興公社　理事長　　殿

名　　称：

代表者名：

当社（私）は、オンライン活用型販路開拓支援事業ハンズオン支援（以下、「本事業」という。）の申請にあたり、下記のすべてを満たしていることを確認します。該当しないことが判明した場合は、ハンズオン支援決定の取り消しとなること及びその他貴公社が行う一切の措置について異議を申し立てません。

記

（１）　中小企業者※１であること。

※１　本事業における中小企業者とは、中小企業基本法第２条第１項に規定されている**以下に該当するもの**のうち、**大企業※２が実質的に経営に参画※３していない**ものをいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　　　種 | 資本金及び常用従業員数 |
| 製造業・建設業・運輸業・その他の業種 | ３億円以下又は300人以下 |
| 卸売業 | １億円以下又は100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下又は100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下又は50人以下 |

※２　大企業とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、次に該当するものは除く。

・中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合

※３　大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の２分の１以上を所有または出資している場合

・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資している場合

・役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は社員が兼務している場合

・大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる場合

（２）　基準日※1現在で、東京都内に登記簿上の本店または営業所が登記されており、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている※2こと。

※１　基準日：令和4年4月１日

※２　「実質的に事業を行っている」とは都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申請書、WEBページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

（３）　本事業対象製品・技術・サービス等の取引形態が以下に該当すること。

　　　　 ア　BtoB

　　　　 イ　BtoBtoC

（４）　過去に公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）の下記の事業を利用していないこと。

・令和２年度「受発注創出事業」オンライン展販路開拓モデル構築

・令和３年度「オンライン活用型販路開拓支援事業」（展示会出展コース）

・令和３年度「オンライン活用型販路開拓支援事業」（課題解決コース）

（５）　東京都に納税し、かつ税金等の滞納がないこと。

ア　法人事業税及び法人都民税等を滞納していないこと。

※都税事務所等との協議のもと、分納している期間中も申請できません。

イ　東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

（６）　事業の継続に問題がないこと。

ア　民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

イ　会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。

（７）　法令等を遵守していること。

ア　事業の実施に当たって必要な許認可を取得すること。

イ　関係法令を遵守すること。

（８）　オンライン販路開拓関連業務を生業としていない事業者であること。

（９）　基準日現在で支援対象とする製品・技術・サービス等が販売・受注を開始していること。

（１０）　基準日現在で、製品・技術・サービス等におけるオンライン販路開拓活動に関して他の公的機関から支援を受けていないこと。

（１１）　申請者及び関係者等が以下に該当しないこと。

ア　「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者

イ　遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公社が支援対象先として社会通念上適切ではないと判断するもの